

湖西市告示第 168 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定により、湖西市新居地域センターの使用に係る使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年4月1日

湖西市長 田内 浩之



1 委託の相手方

湖西市鷺津794番地の6

公益社団法人 湖西市シルバー人材センター

理事長 荻野 多喜雄

2 委託内容

新居地域センターにおける使用に係る使用料の徴収事務の委託
（ただし、開館日の午前9時から午後9時30分までの間）

3 委託の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定日

令和6年9月3日